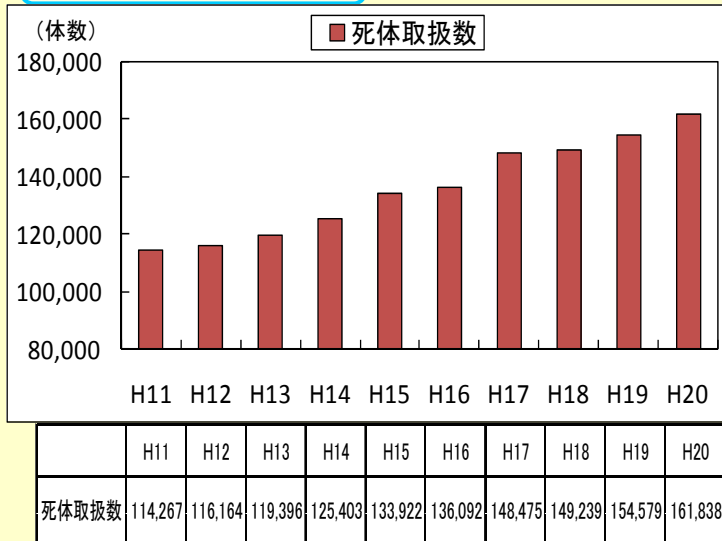


死因究明体制の強化

現状

死体取扱数の推移



問題点

検視の在り方

- 刑事調査官の臨場率が減少

司法解剖の在り方

(司法解剖:死亡が犯罪によることが判明した死体及びその疑いが残る死体につき実施)

- 解剖医の体制が不十分

行政解剖の在り方

(行政解剖:死亡が犯罪によらないことが判明した死体について実施)

- 行政解剖により犯罪が発見される場合もあり、行政解剖の充実(監察医制度の拡充)が必要
- 現在、監察医制度は5地域に限定

○ 適正な検視業務の推進に向けた取組み

的確な検視の実施に資する人員の増強

- 刑事調査官等に係る体制整備
- 専科教養等の充実

施設・資機材の整備

- 薬物検査キット等

死亡時画像病理診断の積極的活用

- CT(画像)検査



○ 医師の死体検案に対する意識・能力の向上



○ 死因究明体制を強化するための方策を検討

犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する調査研究



解剖医・解剖施設の充実

大学の法医学講座等との連携促進

監察医制度の更なる活用 等

